

令和4年2月16日

厚生労働大臣
後藤 茂之 殿

公益社団法人 日本小児科医会
会長 神川 晃



5～11歳新型コロナワクチン接種委託料での加算の要望

5～11歳への新型コロナワクチン接種実施指示により各自治体、関係医療機関との協議が始まりました。

今回、5～11歳新型コロナワクチン接種委託料での加算を要望いたします。

本年齢における接種への進め方、保護者への指導を日本小児科医会や日本小児科学会など関係者間ですでに提言として検討させていただきました。

現在子どもにも流行がみられますが、大半が軽度な罹患で済んでいます。12歳以上の年齢と同じように基礎疾患のある高リスクの児から接種されることは同様ですが実施現場の状況から重症化しやすい成人への接種を優先することをお願いいたします。全員への接種指導は海外での本年齢における副反応報告の集積を待つものと考えます。集団・個別接種では各長所、短所がありますので地域事情を考慮勘案して自治体・医療機関が協力して行う事になると思います。また本年齢では今までの接種対象年齢に比し下記のような接種前、接種中、接種後に十分なケアのうえ安全・安心が必要です。

- 1) 安全に行うためには体位固定にかかわる修練された接種介助者が更に必要
- 2) さらに慎重な問診、診察が必要
- 3) 接種に対する説明、同意が2人分（子ども、保護者）必要
低年齢では本人の同意を得るのは難しく時間が必要
- 4) 小児筋肉内注射への専門性が必要
他の予防接種同様、子どもの扱いに慣れている医師・看護師が接種を行う
- 5) PHRである母子健康手帳へのワクチン接種記入が必要
- 6) 接種後行わなければならない他のワクチン接種計画予定の作成・説明も必要

などの負担が加わり国で決められた従来の基本的な接種委託料では難しい状況ですので加算の検討を強く要望いたします。

現在の成人を中心とした対象年齢では自治体によって独自の契約で公定接種委託料に別途加算されている地域も見うけます。国難ですので引き続き子どもへの必要な医療に協働させていただきます。